

# 沖縄県への緊急事態宣言区域指定に伴う対応

## 生涯学習振興課関連

令和3年5月23日（日）

### 1. 町立施設

①町コミュニティーセンター

②綱曳資料館

③与那原町上の森かなちホール

- ・上記①～③は臨時休館（但し、健康保険課事業の実施は認める）

④町立図書館

- ・臨時休館（但し、電話予約、ウェブ予約のみ受付、玄関先で受け渡し）

⑤学校体育施設（小中学校体育館・グラウンド）

⑥社会体育施設（東浜野球場・テニスコート、青少年広場）

- ・上記⑤～⑥は貸出停止（但し、⑪のスポーツ少年団の活動は認める。）

⑦観光交流施設（体育館・テニスコート・ゲートボール場）

- ・臨時休館・貸出停止

### 2. 町事業

⑧高齢者学級上の森学園

- ・開校再延期

⑨きら☆きらり子ども教室（放課後子ども教室）

- ・休止継続

⑩学校支援ボランティア派遣

- ・内容によって個別に判断

⑪スポーツ少年団

- ・原則活動停止とする。ただし、8月末迄に開催される九州・全国大会の予選を兼ねた地区大会、県大会等に出場する場合に限り活動を認める。
- ・大会参加は、各競技団体等が発出するガイドラインや大会要項等に則り、指導者と保護者で十分に協議を行い、参加の判断を行うこと。

※ 令和3年5月23日（日）から適用し、今後の感染状況を見ながら終了時期や対応変更を判断する。